

○大和市個人情報保護条例

平成15年10月6日条例第22号

改正

平成16年12月27日条例第20号

平成19年3月15日条例第3号

平成21年3月25日条例第2号

大和市個人情報保護条例

大和市個人情報保護条例(平成10年大和市条例第1号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護(第7条～第16条)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第17条～第30条)

第2節 訂正(第31条～第38条)

第3節 利用停止(第39条～第45条)

第4節 不服申立て(第46条)

第4章 大和市個人情報保護審査会(第47条～第55条)

第5章 指定管理者等が取り扱う個人情報の保護(第56条～第58条)

第6章 雜則(第59条～第63条)

第7章 罰則(第64条～第70条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号)第23条第3項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、同条例に定められた自治の基本理念を尊重し、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

一部改正[平成19年条例3号]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。)をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。又は事業を営む個人をいう。

(4) 個人情報 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るものをいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)第4条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

一部改正[平成19年条例3号]

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講

じなければならない。

2 実施機関は、事業者が行う個人情報保護措置について必要な支援を行うよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例3号〕

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業の実施に伴って保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければならない。

一部改正〔平成19年条例3号〕

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようになるとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

(国及び他の地方公共団体等への要請)

第6条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対して協力を求めるものとする。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ大和市個人情報保護審査会(第47条を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められて収集するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

(5) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

5 法令の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なもの

に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的として保存される保有個人情報については、この限りでない。

(職員の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託する契約をするときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関は、公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理に関する業務で個人情報の取扱いを伴うもの(以下「公の施設の管理に関する業務」という。)を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、当該業務に係る協定において、個人情報の適切な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

一部改正[平成16年条例20号]

(受託者の責務)

第12条 実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの(当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたもの(次項において「再受託者」という。)を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する受託業務(再受託者が委託を受けた業務を含む。)に従事している者又は従事していた者(第64条において「受託業務従事者」という。)は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものは、その業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ当該実施機関の承認を受けなければならない。

一部改正[平成16年条例20号・19年3号]

(利用及び提供の制限)

第13条 実施機関は、法令の規定に基づく場合を除き、保有個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認め利用し、又は提供するとき。
- (3) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

- 3 実施機関は、前項第2号から第4号までの規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供了ときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適當と認めたときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供)

第14条 実施機関は、法令に特別の定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が隨時入手

し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 実施機関は、第13条第2項又は前条第1項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第16条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報を取り扱う目的

(4) 個人情報の収集の方法

(5) 個人情報の記録の内容

(6) 個人情報の利用及び提供の範囲

2 前項に規定する行政文書には、次に掲げるものは含まない。

(1) 本市の機関、国若しくは他の地方公共団体の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの

(2) 本市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの

(3) 一般に入手し得る刊行物等

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。

6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示を請求できる者)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報(前条第2項各号に掲げる行政文書を除く。以下同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 大和市立病院及び大和市地域医療センターにおいて取り扱う医師法(昭和23年法律第201号)第24条に規定する診療録その他規則で定めるもの(次項第3号において「診療録等」という。)については、前号に掲げる者のほか本人の指名若しくは同意を得た者又は本人の判断能力が欠如していると認められる場合において実質的に本人の看護を行っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び2親等以内の血族である者(次項第3号において「配偶者等」という。)

3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求することができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者
- (2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)
- (3) 死者の配偶者等であった者(診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で開示請求を認めた者
一部改正[平成19年条例3号]

(開示請求の手続)

第18条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(第4項において「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項及び第3項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の開示を請求できる者であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 身体の状態その他の理由により実施機関が特に認めた者は、規則で定めるところにより、前2項に規定する手続を郵送等により行うことができる。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

一部改正[平成19年条例3号]

(開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第17条第2項第1号及び第2号の規定により本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号並びに第27条第1項において同じ。)の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報から特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 法令の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められる情報
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人その他の団体のうち国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いたもの(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めら

れる情報及びこれらの情報に準ずる情報で開示することが公益上必要であると認められる情報

イ 消費生活の安定に対する著しい支障から消費者を保護するために、開示することが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で開示することが公益上必要であると認められる情報

- (4) 市の機関の内部若しくは機関相互又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関若しくは独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の公正性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 市の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ
イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 公営企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 地方自治法第245条の9第2項及び第3項の規定による基準又はその他の法令の規定により、開示することができないと認められる情報
- (7) 開示することにより、人の生命、健康、生活若しくは財産を害し、又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (8) 第17条第2項及び第3項の規定による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

一部改正〔平成16年条例20号・19年3号〕

(一部開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報を開示できる情報から容易に、かつ、開示請求の趣旨が失われない程度に合理的に区分できる場合には、不開示情報を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、遅滞なく、その旨を審査会に報告するものとする。

(開示請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第三者に関する情報が含まれていない場合に限り、直ちに保有個人情報が開示できるときには、口頭で通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求を拒否するときは、開示請求を拒否する旨の決定をし、開示請求者に、その旨を書面により通知しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合においては、実施機関は、その理由をこれらの規定により通知する書面に付記しなければならない。この場合において、保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨をこれらの規定により通知する書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 実施機関は、前条第1項から第3項までの決定(以下「開示決定等」という。)を、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第18条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

一部改正[平成19年条例3号]

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であつて、前条で規定する期間内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しく支障が生ずるおそれがある場合等やむを得ない事情があるときは、実施機関は、同条の規定にかかわらず、相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に次の事項を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(1) 前条の期間内に開示決定等をすることのできない理由

(2) 開示決定等をすることができる期限

(事案の移送)

第26条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第23条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に関して必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等、独立行政法人等、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(この条及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する保有個人情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項に規定する第三者に関する情報が、第19条第2号ウ若しくは同条第3号アに規定する情報であるとき又は第21条の規定により開示しようとするときは、実施機関は、開示決定をするに当たって、あらかじめ、当該第三者に開示決定に関して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、第三者により開示に反対する意見書が提出された保有個人情報を開示しようとする場合は、開示を決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を当該第三者に通知しなければならない。この場合において、開示決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならぬ。

(開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書、図画又は写真(これらを撮影したフィルムを含む。)に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは実施機関が別に定める方法により行う。

2 文書又は図画の閲覧による保有個人情報の開示にあって、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより保有個人情報の開示を行うことができる。

3 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であること(第17条第2項及び第3項の規定による開示請求に係る開示にあっては、当該開示に係る保有個人情報の開示を請求できる者であること。)を確認するために必要な書類で

実施機関が定めるものを提示しなければならない。

4 第18条第3項の規定により郵送等による開示請求を行った者(この項において「請求者」という。)に対する開示は、請求者の自宅その他請求者が指定する場所において行うことができる。この場合における開示は、実施機関の職員2名以上をもって行うものとする。

一部改正[平成19年条例3号]

(開示の特例)

第29条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示請求があったときは、第23条第1項から第3項まで及び第24条の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、前条第1項又は第2項に規定する方法により開示をするものとする。
(費用負担)

第30条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 第28条第1項及び第2項に規定する方法のうち写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(第4項において「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
 - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正請求をしようとする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(訂正義務)

第33条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第35条 実施機関は、前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)を、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第32条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわ

らず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に次の事項を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

- (1) 前条の期間内に訂正決定等をすることができない理由
- (2) 訂正決定等をすることができる期限

(事案の移送)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第34条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、訂正の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該訂正の実施に必要な協力をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第13条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第40条 利用停止請求をしようとする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（第3項において「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
 - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して当該利用停止請求をしようとする者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。）を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人

情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(利用停止請求に対する決定等)

第42条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限)

第43条 実施機関は、前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)を、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。
(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に次の事項を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

- (1) 前条の期間内に利用停止決定等をすることができない理由
- (2) 利用停止決定等をすることができる期限
(他の法令との調整)

第45条 第17条から第30条までの規定は、他の法令の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められているときその他第28条第1項及び第2項に規定する方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)による保有個人情報の開示の手續が定められているときにおける保有個人情報の開示については、適用しない。

2 第31条から第38条までの規定は、他の法令の規定により、保有個人情報の訂正の手續が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

3 第39条から前条までの規定は、他の法令の規定により、保有個人情報の利用停止の手續が定められているときにおける保有個人情報の利用停止については、適用しない。

4 前3項に規定するもののほか、保有個人情報が次に掲げるものに記録されている場合にあっては、第17条から前条までの規定は、適用しない。
(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が取得したもの
(2) 一般に入手し得る刊行物等であって、実施機関が取得したもの

第4節 不服申立て

- (不服申立て)

第46条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
(2) 不服申立てのあった開示請求について開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。この号及び第3項第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
(3) 不服申立てのあった訂正請求について訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
(4) 不服申立てのあった利用停止請求について利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
2 実施機関は、前項の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。
(1) 不服申立人及び参加人
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 3 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
 - (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 大和市個人情報保護審査会

(設置)

第47条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて個人情報の保護に関する制度の改善その他基本的事項を調査審議するため、大和市個人情報保護審査会を置く。

(組織及び任免)

第48条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、個人情報保護制度について優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(委員の任期及び義務)

第49条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員は、在任中、審査会の調査審議の公正性を損なう行為をしてはならない。

(審査会の調査権限)

第50条 審査会は、第46条第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議する場合は、実施機関の行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を記載した文書を基に行うものとし、審査会が必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、不服申立ての対象となっている保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問した実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、不服申立ての対象となっている保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問した実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出を求めるとき、適当と認める者にその知っている事実を審査会の席上で陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の口頭陳述)

第51条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会において、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(意見書等の提出)

第52条 不服申立人等は、審査会に対して、意見書等を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、不服申立人等から意見書等が提出された場合、不服申立人等(当該意見書等を提出したものと除く。)にその旨を通知しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第53条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその

他正当な理由があるときは、その閲覧を拒否することができる。

2 審査会は、前項の規定により閲覧を認めるときは、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議の非公開)

第54条 審査会の会議は、非公開とする。ただし、市長の諮問に応じて行う個人情報の保護に関する制度の改善その他基本的事項に関する調査審議については、公開することができる。

2 会議の記録は、不服申立ての調査審議の段階においては、非公開とする。

(規則への委任)

第55条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 指定管理者等が取り扱う個人情報の保護

追加[平成19年条例3号]

(指定管理者等の責務)

第56条 第2章の規定(第16条の規定を除く。)は、公の施設の管理業務を行う指定管理者並びに当該指定管理者から当該指定管理者が管理する公の施設の管理業務の一部の委託を受けたもの及び当該管理業務につき順次にされる当該業務の一部の委託を受けたもの(この条において「指定管理業務再受託者」という。)が、公の施設の管理業務の遂行上個人情報を取り扱う場合において準用する。

2 前項の管理業務に従事している者又は従事していた者(第64条において「指定管理業務従事者」という。)は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この場合において、指定管理者の指定の期間が満了したとき、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたとき、指定管理業務再受託者に係る契約の期間が満了したとき若しくは契約が解除されたとき又は指定管理受託者の業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

3 指定管理者及び指定管理業務再受託者は、公の施設の管理業務の遂行上個人情報を取り扱う場合においてその管理業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ当該公の施設を所管する実施機関の承認を受けなければならない。

追加[平成19年条例3号]

(出資法人等が保有する個人情報の保護)

第57条 市が資金の全部又は一部を出資している団体で、実施機関が別に指定するもの(次項及び次条第2項において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとりその保有する個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

追加[平成19年条例3号]

(助言)

第58条 指定管理者は、第56条に規定する個人情報の保護について実施機関に対し、助言を求めることができる。

2 出資法人等は、第57条第1項に規定する個人情報の保護について実施機関に対し、助言を求めることができる。

3 前2項の助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

追加[平成19年条例3号]

第6章 雜則

一部改正[平成19年条例3号]

(適用除外)

第59条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

(2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報

(3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報

一部改正[平成19年条例3号・21年2号]

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第60条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

一部改正[平成19年条例3号]

(苦情処理)

第61条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

一部改正[平成19年条例3号]

(運用状況の公表)

第62条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

一部改正[平成19年条例3号]

(委任)

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

一部改正[平成19年条例3号]

第7章 罰則

一部改正[平成19年条例3号]

第64条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務従事者又は指定管理業務従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようとしたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

全部改正[平成16年条例20号]、一部改正[平成19年条例3号]

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

一部改正[平成16年条例20号・19年3号]

第66条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真(これらを撮影したフィルムを含む。)又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

一部改正[平成19年条例3号]

第67条 前3条の規定は、本市の区域外で犯した者に対しても適用する。

追加[平成19年条例3号]

第68条 第49条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

一部改正[平成19年条例3号]

第69条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

一部改正[平成19年条例3号]

第70条 第12条第1項に規定する受託業務又は第56条第1項の公の施設の管理業務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第64条又は第65条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

追加[平成19年条例3号]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の大和市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第16条の規定により現にされている請求は、この条例の第18条の規定により現にされている請求と、旧条例第22条の規定により現にされている請求は、この条例の第32条の規定により現にされている請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第24条第1項に規定する行政不服審査法の規

定に基づく不服申立ては、この条例の第46条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例第26条第3項又は第4項の規定により、現にされている申出について、なお従前の例による。

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

6 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成16年条例第20号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。